

高齢者権利擁護 の手引き

～住み慣れた地域で尊厳をもって

その人らしく暮らすために～



和歌山県

はじめに

和歌山県の高齢化率は全国的にも上位であり、今後も引き続き上昇が続きます。中でも、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者の数がますます増加します。

国、県及び市町村は、人生の先輩である高齢者の尊厳を守り、高齢者虐待の防止など権利擁護のための施策を積極的に実施する責務があります。一方で、県民の方々にも、高齢者の権利擁護に関する理解を深めていただき、県や市町村の施策に協力をお願いしたいと考えています。

この手引きは、県民の方々向けに、高齢者虐待の防止や成年後見制度など権利擁護に関わる基本的な事項をご紹介します。この冊子に目を通され、高齢者の権利擁護に対する理解を深めていただき、お住まいの地域等で高齢者の尊厳を守る役割の一翼を担っていただけたら幸いです。

県民一人ひとりが協力し、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしくいきいきと暮らしていくことができる地域づくりを進めましょう。

～目次～

パート 1 高齢者の権利擁護とは

パート 2 高齢者虐待の防止

パート 3 消費者被害の防止

パート 4 認知症の正しい理解の普及

パート 5 成年後見制度と

地域福祉権利擁護事業

※権利擁護連絡先メモ

パート1 高齢者の権利擁護とは

1-1 高齢者の権利の侵害

日本国憲法は「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」と規定しています。基本的人権は生まれながらにして持っているものとして、すべての国民に平等に保障されています。

また憲法は「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」とも規定しています。これは個人の幸福追求権を保障したものです。

しかし、高齢になれば、一人暮らしで生活困難、判断力の低下、認知症などといった理由により、人権や権利が侵害されやすい状況になります。特に判断力の低下した高齢者は、虐待や悪質商法の被害などの権利侵害にあいやすいという特性があります。

高齢に伴い、いろいろな負の状況・要因が降りそそいでくるというイメージを次の図に表わしてみました。

【権利侵害のイメージ図】



1-2 高齢者の権利の擁護

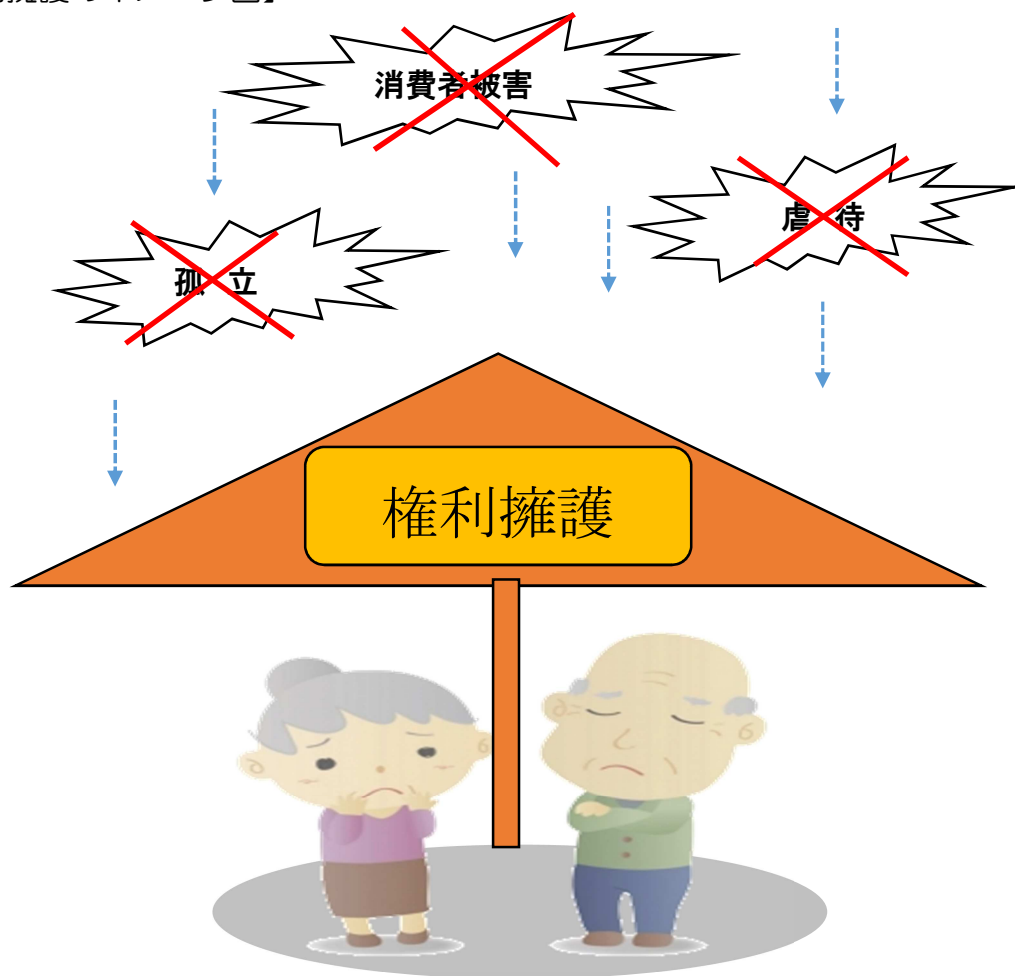
このように高齢者に降りそそいでくる権利侵害から、「生命」をはじめ、その人がもついろいろな権利、「自由権」「社会権」「参政権」「財産権」「幸福追求権」などを守り、高齢者の尊厳を保持し、その人らしく暮らし続けていくことができるようにすることが権利擁護です。

具体的には、高齢者の生活・権利をその人の立場に立って代弁し、あるいは本人が自ら自分の意思を主張し、権利行使ができるように支援することです。

認知症があるとか、生活を家族や周囲の人々に依存しているといった場合は、自身に人権の侵害や虐待、不適切なケアがあっても、「助けてほしい」「止めてほしい」と主張できにくいものです。こういった負の状況を解消することで高齢者の権利を擁護することが大切です。

次の図は、高齢者に降りそそぐ権利侵害を傘で守っている図です。

【権利擁護のイメージ図】



パート2 高齢者虐待の防止

2-1 高齢者虐待とは

高齢者が身近な人から、人権侵害や尊厳を奪う行いなど不当な扱いを受けることです。虐待というと暴力行為をまず思い浮かべますが、それだけではなく、いろいろな形があり、複数が重なり合って発生していることがあります。

虐待を受けている高齢者の権利利益の擁護と高齢者を養護している親族等への支援を目的として「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定されており、市町村や地域包括支援センターが虐待の防止や早期発見などに取り組んでいます。

虐待には、大きく分けて次の5つの類型があります。

身体的虐待	なぐる、ける、たたく、つねる、動かないようにしばる、やけどを負わせるなど
心理的虐待	どなる、ののしる、悪口を言う、無視する、排せつの失敗に対しはじをかかせるなど
性的虐待	本人がいやがる性的な接触やいやがらせ、下半身を裸にして放置するなど
介護・世話の放棄・放任	必要な食事、入浴、排せつの世話をしない、おむつを替えず放置するなど
経済的虐待	高齢者の年金や貯金を勝手に使う、不動産を勝手に処分する、生活に必要なお金を渡さない・使わせないなど

■■■ 虐待を発見したら ■■■

お住まいの市町村や最寄りの地域包括支援センターに連絡してください。

■■■ 介護疲れや介護に悩む家族がいることを知ったときは ■■■

無理をして介護を一人で抱え込んだり、頑張りすぎないように、最寄りの地域包括支援センターに相談することをアドバイスしてあげてください。

2-2 高齢者虐待はなぜ起こるのか

以下の表に整理した要因が複雑にからまり合って虐待は起こります。
傾向としては、次のようなことがあげられます。

- 認知症高齢者は虐待を受けやすい。
- 虐待をする養護者は息子、夫の順に多い。
- 社会的孤立状態にある世帯で起こりやすい。

区 分	主 な 要 因
高齢者側	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的自立度の低さ ・人格や性格 ・認知症による言動の混乱 ・疾病や障害 ・生活困窮
虐待者側	<ul style="list-style-type: none"> ・介護疲れ ・人格や性格 ・疾病や障害 ・介護知識や経験の不足 ・金銭や財産ねらい ・排せつ介助の困難さ ・生活困窮
人間関係	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内の折り合いの悪さ ・家庭内の経済的、精神的依存関係がおかしくなること
社会環境	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的孤立や希薄な近隣関係 ・家族や周囲の人の介護に関する無関心 ・老老介護や単身介護の増加

■■■ 介護ストレスでしんどい、
もしかして自分のしていることは虐待？
そんなことが頭にちらついたときは ■■■

一人で悩まず、最寄りの地域包括支援センターに相談してください。

■■■ 高齢者とその家族を孤立させないためには ■■■

あいさつや声かけなど地域での見守りを進めましょう。

2-3 高齢者虐待の予防

虐待のない、安心して暮らすことができる社会を築くため、行政と県民の方々がともに予防に取り組む必要があります。

●介護保険サービスなどの活用

介護を一人や家族だけで抱え込まず、介護保険サービス（ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ）などをうまく利用し、介護者が自分の時間が持てるようにするなど介護負担を減らすことが大切です。

●地域での見守り活動

高齢者虐待はだれの身近にも起こりうる問題です。周囲の人の発見により防止することができます。問題を深刻化させないためにも早期発見・早期対応が重要です。あたたかい見守り活動を地域に根付かせましょう。

●介護者の孤立を防ぐ

虐待は介護者が孤立している場合に起こりやすいものです。地域包括支援センターなど専門機関への相談や、介護のストレスや悩み事を話し合える当事者の会や交流会に参加することで心に余裕が生まれます。

●認知症の正しい理解の普及

認知症の方の中には徘徊や暴言、昼夜逆転などの症状が出る方もいます。こういった症状は介護者の負担を増やすため虐待の要因となります。認知症を正しく理解し、適切な対応や接し方をしたり、適切な支援を受けることで介護負担を減らすことができます。

また、地域住民の方々が認知症を正しく理解し、認知症の方や家族をあたたかく支えるような社会づくりが必要です。

2-4 養介護施設等で起こる高齢者虐待

虐待には家族等によるもの以外に、特別養護老人ホームや有料老人ホームなどの養介護施設や訪問介護、デイサービスなど介護事業の中で行われるものがあります。

なぐる、けるなどの暴力行為はもとより、徘徊しないように、車椅子やベッドなどにひもでしばったり、自分でベッドから降りられないようにベッドを柵で囲むなどの身体拘束は決して見過ごしてはいけません。

身体拘束は、高齢者の生活の質を根本から損なう危険性があります。また、高齢者の身体的・精神的機能を低下させるばかりか、生きていく気力さえ失わせる結果となります。

そのため身体拘束は、「緊急やむを得ない場合」以外はすべて高齢者虐待に該当すると考えられています。

■ 緊急やむを得ない場合の3要件

切迫性	本人又は他の入所者の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものである

「緊急やむを得ない場合」の判断は、施設全体で行う必要があります。そのため、やむなく身体拘束が必要な場合は、養介護施設は、多職種の会議で慎重に判断するとともに、高齢者本人や家族に対して詳しく説明し、記録を作成しなければなりません。

■■■ 高齢者施設やデイサービスなどで虐待を発見したら ■■■

お住まいの市町村や最寄りの地域包括支援センターに連絡してください。

パート3 消費者被害の防止

3-1 消費者被害の注意点

高齢者の3大不安



言葉巧みに高齢者の不安をあおり、大切な年金や預貯金をねらう悪質商法が横行しています。その手口も年々巧妙化しています。

注意点を次にまとめてみました。

<input type="checkbox"/> 「必ず儲かる」などの話をうのみにしない。
<input type="checkbox"/> 「無料」「格安」のチラシには裏がある。
<input type="checkbox"/> 同情をひく言葉や優しい言葉は売りつけるためのもの。
<input type="checkbox"/> 不審な架空請求は無視し、相手先には絶対に連絡しない。

■■■ 「被害にあったかな」と不安を感じた時は ■■■

最寄りの消費生活センター（消費生活相談窓口）や地域包括支援センターにすぐに相談してください。

3-2 具体的な事例

- 振り込め詐欺
- オレオレ詐欺
- 還付金詐欺
- 架空請求詐欺
- 融資保証金詐欺

- 会場に人を集め雰囲気盛り上げて高額商品売りつける。
- 役所から頼まれたとウソを言って商品売りつける。
- 無料や格安で点検し、ウソの説明をして商品売りつける。

3-3 消費者被害の予防

悪質商法の背景には、一人暮らしや高齢者のみの夫婦世帯、認知症高齢者が増加しているという状況があります。身近に相談する相手がいないとか、子供や孫が遠くにいて日頃は会わないという問題があります。

そこで必要となるのが、地域で気軽に相談できる環境の整備です。高齢者の家族や地域住民、民生委員、介護事業者など高齢者の周辺の人々が、日頃から高齢者と気軽に話の出来る関係を築いていくことが大切です。

■■■ 消費者被害にあうおそれのある高齢者がいる時は ■■■

家族や本人に「成年後見制度」や「地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）」の活用をアドバイスしてあげてください。

3-4 クーリング・オフ制度など

「クーリング・オフ」とは、契約した後、頭を冷やして（Cooling Off）冷静に考え直す時間を消費者に与え、一定期間内であれば無条件で契約を解除することができる特別な制度のことをいいます。

一度契約が成立するとその契約に拘束され、お互いに契約を守るのが契約の原則ですが、この原則に例外を設けたのが「クーリング・オフ」です。

クーリング・オフできる取引とその期間は次のとおりです。

取引内容	適用対象	期間
訪問販売	店舗外での訪問販売	8日間
電話勧誘販売	電話で勧誘して契約する販売	8日間
特定継続的役務提供	結婚相手紹介業、エステ、パソコン教室 語学教室、家庭教師、学習塾	8日間
連鎖販売取引	マルチ（マルチまがい）商法	20日間
業務提供誘因販売	内職商法、モニター商法	20日間
訪問購入	貴金属の買い取りなど	8日間

また、クーリング・オフ以外にも、契約の申し込みの撤回や契約の解除、意思表示の取り消しなど、悪質、不適切な手法により契約に至った場合の対処方法がありますので、あせらずに落ち着いて、消費生活センターなど専門機関に相談してください。

パート4 認知症の正しい理解の普及

4-1 認知症の方の被害が多数

高齢者虐待でも消費者被害でも、認知症の方の被害が多数発生しています。被害を防止するためには、より多くの方々に認知症を正しく理解してもらい、認知症の方を一人の人間として尊重し、見守り、支援する心をはぐくんでいただくことが大切です。

普及活動は地道な取り組みですが、成果が出れば、それは認知症の方だけでなく、あらゆる方々にとって住みよい地域づくりにつながります。

4-2 認知症の症状

認知症は、脳の病的な変化により、認知機能の低下が起き、生活に支障が見られる状態のことです。認知症の原因疾患は70以上あると言われています。

主なものを以下に示します。

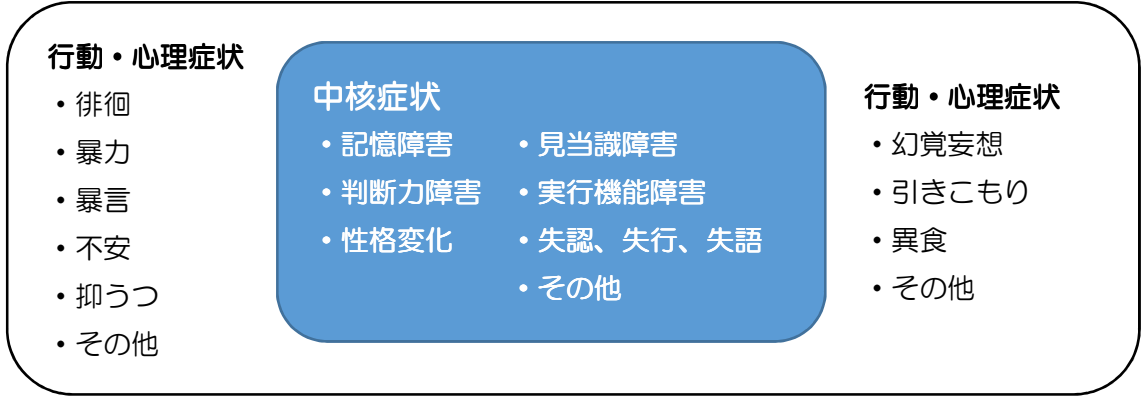
- ・アルツハイマー型認知症（記憶力、時間や季節の感覚の障害など）
- ・前頭側頭型認知症（反社会的行動や食行動の異常など）
- ・レビー小体型認知症（小刻みな歩行、幻視など）
- ・脳血管性認知症（記憶や言語、判断力の障害など）

上記の括弧内の記載のとおり、病気ごとにそれぞれ特徴的な症状があります。

認知症には「中核症状」と「行動・心理症状」があります。これらの症状に対しては、生活の工夫、環境の整備、適切な支援が大切です。

「中核症状」とは、脳細胞がこわれることによって直接起こる症状です。

「行動・心理症状」とは、本人の性格や人間関係、生活環境など様々な要因により、日常生活への適応を困難にする症状です。



4-3 認知症の早期発見・早期対応と適切な支援

認知症の発症率は70歳台よりは80歳台、80歳台よりは90歳台と、年齢が高くなるほど上昇します。平均寿命が延び、超高齢社会が進行する中で、認知症高齢者数が増加しています。

以前は特別なものであった認知症も、今では決して特別なものではありません。

早期発見・早期対応し、適切な支援を受けることで、今までどおり住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けられるよう、行政や医療、介護関係者だけでなく、地域住民が認知症を正しく理解し、地域ぐるみで認知症の方や家族を支えていく地域づくりが急がれています。

認知症の方をさりげなく見守り、必要な支援や適切な対応ができる「認知症サポーター」が地域で増えています。

※「認知症を知り地域をつくる」キャンペーンとして認知症サポーターキャラバンが全国的に展開中です。



徘徊により行方不明となった認知症高齢者を、多職種の関係者で情報共有し発見につなげようという「徘徊SOSネットワーク」の取り組みも進んできています。

認知症の方の権利を守るため、地域全体で権利擁護が成熟するよう積極的に取り組んでいきたいものです。

パート5 成年後見制度と地域福祉権利擁護事業

5-1 判断能力を欠く高齢者への支援の必要性

判断能力を欠く高齢者は、金銭管理や買い物、その他日常生活の維持が困難です。安心した生活を送っていただくためには、高齢者の代理人として、本人に代わって契約をしたり、金銭管理を支援する制度が必要です。

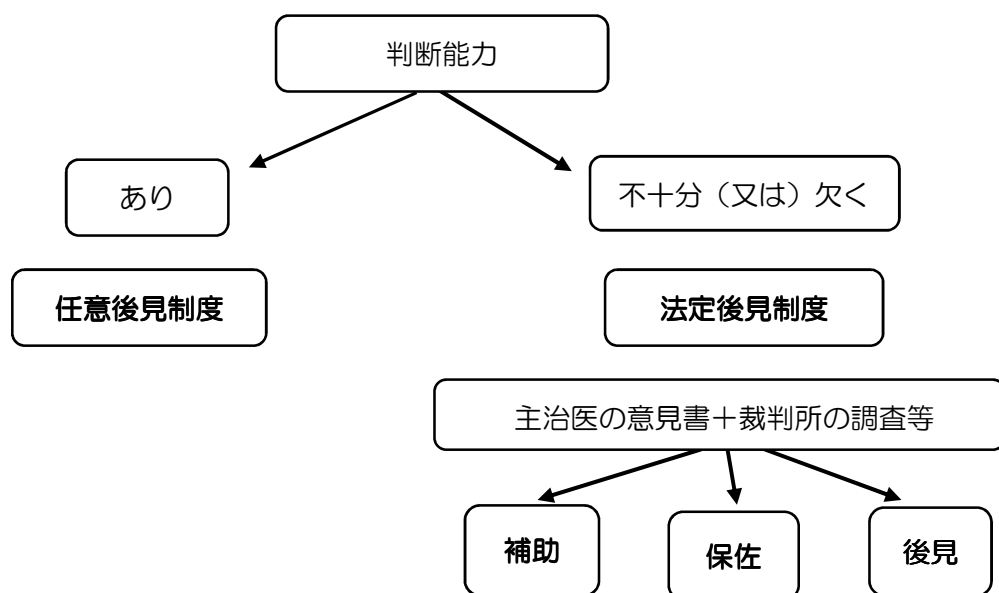
5-2 成年後見制度の概要

5-1の必要性から創設されたのが成年後見制度です。この制度には「任意後見制度」と「法定後見制度」があります。制度の目的は、①財産管理と②生活の質を保つこと（身上監護）です。

「任意後見」は、判断能力がある段階で、将来判断能力が低下した時に備えて、あらかじめだれに何をしてもらおうかを決めておくものです。

「法定後見」は、判断能力が十分でなくなった時に、申立てに基づき、家庭裁判所が後見人等を選びます。本人の判断能力の不十分さの度合いによって、補助・保佐・後見の3つのタイプがあります。

以下の図を参照ください。（詳しいチャート図はP13に載せています。）



「補助」は判断能力が不十分な場合、「保佐」は判断能力が著しく不十分な場合、「後見」は判断能力を欠く場合です。

選ばれた後見人等は、本人に代わって①財産管理や②身上監護を行います。

①財産管理

本人の年金や資産等を把握し、本人のために必要な支出を計画的に行います。また、通帳や不動産の権利証の管理なども行います。

②身上監護

介護サービスや施設入所の利用手続きや入院手続き、費用の支払いを行います。

法定後見の申立て先は、本人の住所地を管轄する家庭裁判所です。申立てができるのは、本人、配偶者、四親等内の親族のほか、身寄りがない場合や家族による虐待がある場合などは市町村長等も可能です。

申立ての後、調査・鑑定等を経て、家庭裁判所の審判により、後見等の開始と後見人等の選任が行われます。この間、およそ3～6か月程度です。

後見人等になる人は、本人の親族や知人のほか、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士といった法律や福祉の専門家です。申立書に記載した候補者が認められることが多いですが、場合により家庭裁判所が候補者以外の弁護士等を選任することもあります。

後見人等は、家庭裁判所の監督を受け、随時報告の義務などがあります。

申立てには一定の経費（2万円から12万円程度）が必要です。

5-3 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

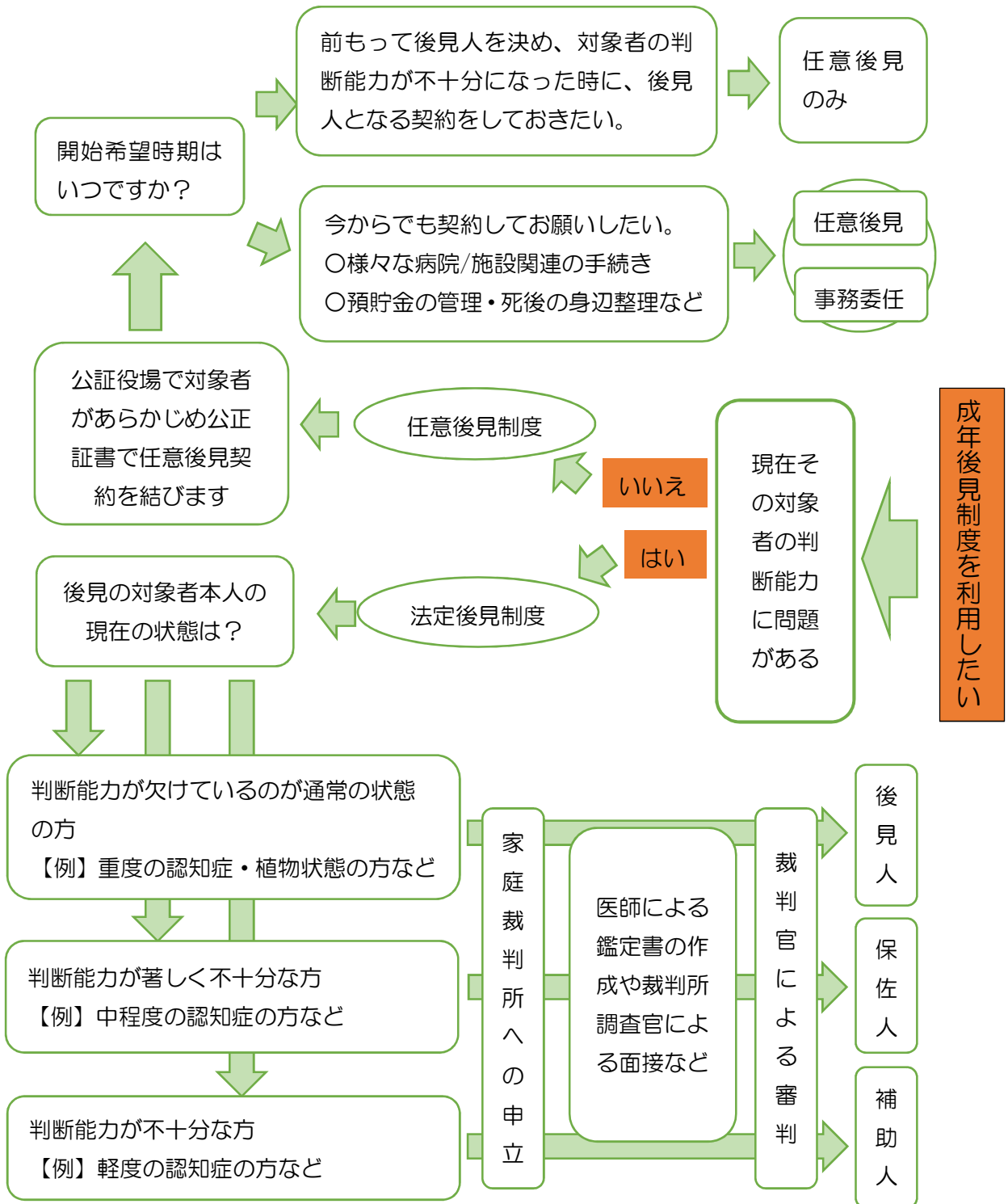
判断能力が不十分な方が住み慣れた地域で自立して生活が送れるようにすることを目的とした制度で、最寄りの市町村社会福祉協議会が行なっています。

利用できる方は、判断能力に不安があり、この事業の契約内容を一定程度理解できる方です。

○主なサービス例

福祉サービスの利用援助	福祉サービスの情報提供や、手続きの方法や利用についての助言など。
日常的金銭管理サービス	公共料金や家賃など生活に必要な支払や生活費を預貯金通帳から出し入れする支援。本人に代わって行ないます。
書類等の預かりサービス	預貯金通帳や不動産の権利証、実印などの大切な書類等の預かり。

(参考資料) 成年後見制度の手続きの流れ



※権利擁護連絡先メモ（相談機関等をご記入ください）

機関名	電話番号	備考（担当者）
〔 地域包括支援センター 〕		
〔 認知症診療医療機関 〕		
〔 消費生活センター 〕		
〔 市町村担当課 〕		
〔 社会福祉協議会 〕		
〔 〕		
〔 〕		

発 行

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局
長寿社会課高齢者生活支援室

電 話 073-441-2522

FAX 073-441-2523

メール e0403001@pref.wakayama.lg.jp

発行年月 平成27年3月